

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月22日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第13号

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例（平成17年墨田区条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

助成金は、次に掲げる者が、昭和56年5月31日以前に着工された区内に存する木造住宅その他区長が特に必要と認める木造住宅（以下「助成対象建築物」という。）の耐震改修を行った場合に交付する。ただし、助成対象建築物の所有者でない者が耐震改修を行う場合にあっては、当該助成対象建築物の所有者の承諾を得るものとする。

個人

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

第4条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が営利を目的として木造住宅の耐震改修を行った場合は、助成金の交付対象としない。

第6条第1項中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同項に次の3号を加える。

第1号から第3号までの規定にかかわらず、規則で定める福祉住宅改修助成事業に基づく住宅改修と併せて行う簡易改修工事又は耐震改修工事は、助成対象経費の6分の5の額とする。

第1号から第3号までの規定にかかわらず、規則で定める指定道路の沿道の木造住宅において、指定道路への倒壊を防ぐために行う簡易改修工事又は耐震改修工事は、助成対象経費の4分の3の額とする。ただし、高齢者等が居住する場合は、当該経費の6分の5の額とする。

第1号から第3号までの規定にかかわらず、規則で定める民間木造賃貸住宅改修支援事業に基づく住宅改修と併せて行う簡易改修工事又は耐震改修工事は、助成対象経費の3分の2の額とする。

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条及び第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に助成対象確認の申請があった耐震改修について適用し、施行日前に助成対象確認の申請があった耐震改修については、なお従前の例による。